

「平成30年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に 関する意見募集結果について

平成30年3月20日
茨城県保健福祉部生活衛生課
食の安全対策室

県では、「平成30年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関して、平成30年2月15日(木)から平成30年3月16日(金)まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、掲載は本計画の内容と直接関係する部分に限らせていただきましたが、その他の意見についても、今後の施策の参考として承りましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施状況

(1) 募集内容

「平成30年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関するご意見

(2) 募集期間

平成30年2月15日(木)から平成30年3月16日(金)まで

(3) 公表資料

- ①「平成30年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」
- ②「平成30年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)の概要」
- ③参考資料(用語集)

(4) 公表方法

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」
(URL: <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>)

(5) 提出方法

電子メール, ファクシミリ, 郵送

(6) 結果の公表

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」にて公表

(7) ご意見の提出状況

- | | |
|--------|----------|
| ①意見提出数 | 1件(団体1件) |
| ②意見等の数 | 4件 |

2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区分	ご意見の概要	県の考え方
1 趣旨	・特になし	
2 監視指導計画の基本的事項	<p>(5) 監視指導・試験検査の実施に関する基本的方向</p> <p>・ネットモニターアンケートについて、昨年の指導計画のなかに「食の安全に対する不安を感じる県民の割合は約75%と依然と高い状況にあります。」と記述されましたが、それに対しての施策は追加ないし修正等はありませんでした。今回も「69%となっております。」と記述されました。かなり高い状況はかわらないかと思いますが、それに対する評価や施策への反映が見られないように感じられます。ぜひ施策への反映をお願いいたします。</p>	<p>・各保健所による監視指導，試験検査，リスクコミュニケーションの実施及びHACCPによる衛生管理の推進等に対応させていただいております。また、「いばらき食の安全情報Web Site」や「県政出前講座」等を活用し，引き続き，食品衛生等の啓発に努めてまいります。今後とも，県民にわかりやすい情報を発信するよう努めてまいります。</p>
3 立入検査	・特になし	
4 食品等の試験検査	・特になし	
5 重点監視指導項目	・特になし	
6 食品表示の適正化の推進	<p>(3) 情報に基づく監視指導等</p> <p>「食品表示ウォッチャーからの情報及び」が削除されました。その理由についてお聞かせください。</p>	<p>・食品表示に関する情報としては，主に食品表示相談ダイヤルや関東農政局及び他都道府県からの情報提供になっておりますので，食品表示ダイヤル等とまとめさせていただきました。</p>
7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーション	<p>(3) 食品衛生に関するリスクコミュニケーション</p> <p>・ウ、で意見交換会ですが、保</p>	<p>・リスクコミュニケーションについては，毎年，年度初めに各保健所の担当者を集め，会議を</p>

<p>ヨンの推進</p>	<p>健所等にお任せするのではなく、県全体としての方針をもって、そのもとで各保健所等が推進すべきと考えます。そのことが県民の食の安全に対する不安を解消できる施策のひとつになると考えます。</p> <p>(5) 食品関係団体等への食品衛生に関する情報提供</p> <p>食品関係団体等が行うリスクコミュニケーション事業を支援します。とありあますが、どのような支援があるのかご提示願います。</p>	<p>開催し、全体としての方向性を示させていただいておりますが、具体的な内容、時期等については実施主体となる保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所に任せております。</p> <p>・食品関係団体から要請があれば、共催させていただいております。職員の派遣等の具体的な内容については担当保健所と調整していただくこととなります。</p>
<p>8 一斉取締り</p>	<p>・特になし</p>	
<p>9 違反を発見した場合の対応</p>	<p>・特になし</p>	
<p>10 食中毒等健康被害発生時の対応</p>	<p>・特になし</p>	
<p>11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導</p>	<p>・特になし</p>	
<p>12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上</p>	<p>・特になし</p>	